

平成25年11月定例会 総務委員会（付託）

平成25年12月5日（木）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

藤田元治委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（14時51分）

直ちに議事に入ります。

これより本日当委員会に付託されました議案第25号控訴の提起について審査を行います。まず、理事者から説明願います。

鹿山首席監察官

控訴の提起についての議案について、説明させていただきます。

お手元の総務委員会説明資料を御覧ください。その内容でございますが、平成25年11月29日、徳島地方裁判所で言い渡されました平成23年（行ウ）第1号行政処分取消等請求事件の判決におきまして、徳島県公安委員会が平成20年10月9日に行いました運転免許取消処分の取り消しと、県に36万5,900円の支払い等が命じられましたことから、これを不服として控訴を提起するものでございます。

本議案の運転免許取消処分は、交通死亡事故を理由として行ったものでございますが、それは、平成20年3月7日に和歌山県内の交差点におきまして、交差点を右折進行していた普通乗用車と対向直進していた二輪車とが衝突し、二輪車の運転者に急性心筋梗塞が発症し、1か月後に死亡したというものでございます。この事故は和歌山県で起こったものですが、当時、普通乗用車の運転者の住所が徳島県にあったことから、徳島県公安委員会がその処分を行ったものでございます。

これに対し普通乗用車の運転者らは、二輪車の運転者が死亡したのは交通事故が原因とは言えないから運転免許取消処分は違法であるとして、平成23年1月20日に訴訟を提起し、行政処分の取消と求めていた損害賠償の一部が判決で認められたものです。しかし、本件行政処分は、交通事故による不慮の外因死とする治療に当たった医師の死亡診断書に基づいて行ったものですが、この判決ではこれを違法とするなど承服しがたいものがございませ

まず、判決は、二輪車の運転者の死亡が交通事故によるものとするには相応の合理性が認められるとしながら、交通事故と無関係に生じた可能性も否定できないとしたのです。しかし、二輪車の運転者は、本件事故後から心筋梗塞が発症し、約1か月間継続して治療がなされ、その結果、死亡していること。また、事故により脾臓損傷、左前頭葉血腫などの重大な傷害が発生し、事故による衝撃が大であることは明白で、事故後から胸の痛みを訴え、この痛みが死因である急性心筋梗塞の特徴の一つであることから、交通事故が原因で死亡したと考えるのが常識的、かつ、妥当と言えます。

また、判決は、聴聞の際に普通乗用車の運転者が死亡診断書に異議を唱えた点を捉えて、

公安委員会は死亡原因を改めて調査すべきだとするのですが、一般的にそのようなことを行えば、早期に危険な運転者を道路交通から排除するという運転免許行政処分の目的を達成することが困難になるなど、運転免許行政への影響は極めて重大なものと考えられます。

以上の事情から、本件については控訴すべきものと判断し、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を得るため提案するものでございます。何とぞ御理解いただきまして、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

藤田元治委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑に入るに先立ち、委員各位に申し上げます。

本日は、議案第25号に絞った質疑とさせていただきたいと思っておりますので、円滑な議事運営について委員各位の御協力をお願い申し上げます。

それでは質疑をどうぞ。

木南委員

今回のこの事案というのは、我々も、11月30日の新聞を見て初めて知ったということで、県民の皆さんも何のことかいなと、こんなことを思っていると思います。今説明がありましたように、平成20年3月ですから、もう5年、6年近く前のことでもありますし、事故現場が和歌山県ということで、地元のマスメディアといいますか、新聞でもテレビでも報道がなかったんじゃないかと思えます。それが突然、今年の11月30日に新聞に載ったと、こういうことでもあります。新聞の記事によりますとですね、黒田豊裁判長は、徳島県公安委員会の過失を認め云々、という文言があるわけです。そこでですね、この判決に対する公安委員長の所感をお述べいただいたらありがたいなと、こう思います。

富久公安委員長

本件行政処分は、徳島県公安委員会におきまして、医師が専門的見地から作成した死亡診断書等の資料に基づき行った処分でありまして、適正な処分と認識しております。したがって今回の判決につきましては、大変遺憾に感じております。以上でございます。

木南委員

そのとおりでないかと思うんですが、ところがですね、この判決理由、どこが争点かっというところ、自動車運転過失致死なのか、あるいは過失致傷なのかということなんです。この行政処分に、公安委員会として、あるいは警察として、落ち度なかったということ、なんですが、我々もなかなか事件のことがわかりませんので、そのあたりを、もう少し詳しく、本日に至った経緯等も含めて、説明をいただきたいと思えます。

広瀬交通部長

本件交通事故は和歌山県内で発生した事故であります。事故当事者が本県で居住していたということから、道路交通法の規定を受けまして、本県公安委員会が免許取消処分を執行したものでございます。取消処分を行うに当たりまして、和歌山県警から関係書類の送付を受け、その書類を審査したところ、交差点での右折車両と対向直進の二輪車とが衝突し、二輪車の運転者が死亡した事故で、被処分者に安全運転義務違反の過失が認められることから、処分の量定基準のとおり、免許取消1年としたものであります。処分を行う前の意見の聴取、聴聞におきまして、被処分者は、事故と被害者の死亡とは因果関係がないと主張しましたが、死亡診断書の死因は、不慮の外因死、交通事故であったことから、取消1年の処分を執行したものであります。被処分者は、取消処分を不服として異議を申し立てましたので、担当官を和歌山県に派遣し、担当医師に交通事故との因果関係を確認した結果、急性心筋梗塞は交通事故によって冠動脈解離が起きたためとの説明があったことから、被処分者が主張する急性心筋梗塞は交通事故では起こらないとの申立には理由がないとして本県公安委員会は異議申立を棄却いたしました。

取消処分期間が経過した後に、和歌山地方裁判所で自動車運転過失傷害罪で禁固1年、執行猶予4年の刑が確定いたしました。刑事処分と行政処分は別個の目的を異にする処分であり、刑事処分の結論によって直ちに行政処分の結論が左右される関係にはございません。運転免許取消処分に対して、相手方が訴訟を提起し、先般の判決に至ったわけですが、徳島県警察としましては、すべての関係書類を精査したほか、担当医師からの聞き取りなどを踏まえ、慎重に判断して行政処分を執行したものであり、適切な処分執行であったと確信しております。以上であります。

木南委員

行政処分と刑事処分は別々のものなんですけども、刑事処分は自動車運転過失致死でなくて過失傷害で起訴されて有罪になってるわけですね。これから控訴していくわけなんです。県警察としては、被害者の死亡と交通事故の因果関係を認めなかった徳島地裁の判断は不当だ、今後運転免許行政の影響も非常に重大であるということ、控訴の提起が必要とのことだろうと思うんです。そこで、県警察の今後、この判決をどう受け止めて、今後どういうふうに臨んでいくのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

鹿山首席監察官

本件裁判の判決につきまして、当方の主張が認められなかったこと、甚だ残念でございます。判決は、死亡診断書に基づいて行いました行政処分を違法とするなど、承服しがたいものがあります。また、早期に危険者を道路交通から排除するという運転免許行政処分への影響は大きいものがあります。県警察としましては、正当な意見など、主張すべきことを主張し、控訴審に臨む所存でございます。

森本委員

初動の医師の診断書というのは、私は一番強いと思うんで、堂々と控訴審に臨んでもらいたいと思います。しかしながら、裁判官がそこまで覆すのはね。向こうはドクターを証人申請かなんかしとんですか。してないんとちゃうん。

鹿山首席監察官

今回の件に関しましては、原告側につきましては、和歌山県立大学の教授2名が鑑定書を書いております。この鑑定書に関しましては、書面の資料につきましての鑑定書でございます。当方につきましては、先ほど言った診察をした現の医師2名がそれぞれ今回の裁判の中でそれぞれ証言していただいております。

森本委員

いろんな事故、初動のドクターの診断に勝るものは私はないと思うし、県立大学医学部教授の鑑定書の採用、やっぱり最難関の権威主義だなという思いをいたしております。控訴審、よろしく願います。

元木委員

かぶる部分はありますけれども、私自身もこれを聞きまして感じたのが期間が非常に長い、5年もかかってまだ未だに争っているんだなということと、その背景はやはり疑義があって難しい問題があるのかなと。その難しい問題というのは先ほどお話しありましたとおり、医師の診断に対して疑義があると、確証が得られてないという、証拠がないというのが原因でここまで来たのかなと思っておるところでございます。そういう中での、今回の判決で敗訴したということは、県警側としてもやはり重く受け止めるべきであると思っておりますけれども、やはり運転免許行政上は、正しかったということはもちろん主張すべきであろうかと思う次第でございます。

今回、控訴するに当たって、あくまでも控訴した後の行政コストとかそういうのは県民の、納税者の負担に頼るべき部分もございますので、やはり県益という視点で、控訴して勝つことによるメリットと負けたときのデメリット、そういったことを比較する、分析するというのも大切であろうかと思っております。ちょっと先ほどの質問とかぶるかと思っておりますけれども、今回敗訴をされて、これから新しい証拠とかがない中で、控訴して次の裁判で勝てる見込みがあるとお考えになる理由と、県民に対してどういったメリットといたしますか、県益を今後提示していかれるのかということについて、コメントがあれば願います。

鹿山首席監察官

1点目、県益の関係でございますが、今回控訴して裁判で争うことについて、経済効果がどうであるかということであるかと思っております。今回、賠償の問題に関しましては、三十数万円の賠償が求められておることですが、それと併せて行政処分取消という大きな点でございます。これについては、先ほどから何度か言っておりますように、行政処分

の取消というのは今後交通行政に関して非常に大きな問題となりますので、それに関しては県益からも感じております。

もう一点、勝訴の見込みということでございますが、私自身の所見としては、勝訴の見込みはあると考えております。本件に関しまして、裁判所、今回の裁判所も、先には二輪の運転者の死亡が交通事故によるものとするには相応の合理性が認められるということで、今回の事故について相応の合理性が認められるとしています。ただ、その中で、それぞれ否定の材料が、可能性が否定できないという、その判断の下に、今回の裁判については、私どもにとっては敗訴という流れになっている。ですから、本件、この裁判所の矛盾について合理性がないものとして今後正していく所存でございますし、戦う上では弁護士と相談しまして、例えば新たな鑑定書等も考慮していくことが必要かなと考えております。

大西委員

今の元木委員さんの質問、私もお聞きしてみようかなと思ったんですけども、勝訴するつもりというか、出来るということなんですけれども、皆さんが裁判所に託されたんですよね。基本的には控訴するんだったら、徳島県警察本部の顧問というか、お願いする弁護士さんが法廷に立つんですよね。一審の法廷の弁護士さんがどなたで、控訴審を戦う弁護士さんはどなたになるのか。同じ人って聞いてたんですけども、どなたでしょうか。

鹿山首席監察官

第一審の弁護士、当所側ですが、真鍋忠敬さんと直敬さんの2名の弁護士の方です。控訴審の方も、これが、決議が決まれば、お願いする所存でございます。

大西委員

争う内容自体は、いろいろお聞きして、非常に微妙というか、裁判のやり方や進め方によって、どっちが勝ってもおかしくないような気がいたします。それで、この真鍋さん、親子ですかね、兄弟ですかね、お二人の弁護士さんが一審を担当して負けたわけですよね。その負けた弁護士さんが、また控訴の裁判をする。先ほど元木委員が勝訴の見込みはあるんですかって聞いたんですけど、ありますとおっしゃいました。負けた弁護士さんが同じように控訴審で戦って勝つというのは、なんとなく不安だなあという気がします。そこら辺はよくよく考えていただいて、もし控訴するなら、この案件は間違いはない、県警としては間違いはないぞ、処分は間違いはないんだということを思って控訴するということですから、絶対勝たなきゃいけない。勝算の見込みはとか、つもりはとかじゃなくて、勝たなきゃいけないんですよね、皆さん方は。そういう勝つ体制で臨まないと、なかなか難しいんじゃないかなという感想を持っています。控訴審負けたから上告します、最高裁に行きますみたいな話はたぶんどできないと思いますので、そこら辺はよくよくお考えになってるとは思うんですが、その対応、対策。ちょっと今聞いた感じでは、勝てるか勝てないか五分

五分のような気がしますので、懸念を表明して。答弁は知らない、知らない。意見として申し上げときますので、何か考えておいてください。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました、議案第25号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第25号

藤田元治委員長

以上で、審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（15時12分）